名称　名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（高潮防波堤中央堤東端）
北緯　三四―五九―五一
東経　一三六―四九―一一
廃止年月日　平成二十四年十一月十二日

○海上保安庁告示第二百九十号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　名古屋港東航路第三号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約三・八キロメートル）
北緯　三四―五八―〇八
東経　一三六―四七―五〇
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第六区（金城信号所の南南西方約八・六キロメートル）
北緯　三四―五八―〇八
東経　一三六―四七―五〇
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第四号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約三・八キロメートル）
北緯　三四―五七―五七
東経　一三六―四八―〇九
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（金城信号所の南南西方約八・六キロメートル）
北緯　三四―五七―五七
東経　一三六―四八―〇九
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第五号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約一・九キロメートル）
北緯　三四―五七―五七
東経　一三六―四八―〇九
附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第六号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約一・七キロメートル）
北緯　三四―五八―五九
東経　一三六―四八―三一
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第六区（金城信号所の南南西方約六・七キロメートル）
北緯　三四―五八―五九
東経　一三六―四八―三一
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第七号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約一・七キロメートル）
北緯　三四―五八―五七
東経　一三六―四八―五六
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（金城信号所の南南西方約六・五キロメートル）
北緯　三四―五八―五七
東経　一三六―四八―五六
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第八号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南東方約六〇〇メートル）
北緯　三四―五九―三七
東経　一三六―四九―二八
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（金城信号所の南南西方約四・八キロメートル）
北緯　三四―五九―五一
東経　一三六―四九―一二
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第十号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第三区（金城信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―〇〇―〇三
東経　一三六―四九―五〇
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第五区（金城信号所の南南西方約五・〇キロメートル）
北緯　三四―五九―三七
東経　一三六―四九―二八
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第十一号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の北東方約二・二キロメートル）
北緯　三五―〇〇―五〇
東経　一三六―五〇―〇〇
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（金城信号所の南南西方約二・六キロメートル）
北緯　三五―〇〇―五〇
東経　一三六―五〇―〇〇
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港東航路第十二号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第三区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の北東方約二・七キロメートル）
北緯　三五―〇〇―五一
東経　一三六―五〇―二八
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第三区（金城信号所の南南西方約二・三キロメートル）
北緯　三五―〇〇―五一
東経　一三六―五〇―二八
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港西航路第十四号灯標
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の北北東方約二・六キロメートル）
北緯　三五―〇一―〇七
東経　一三六―四九―五五
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（金城信号所の南西方約二・二キロメートル）
北緯　三五―〇一―〇七
東経　一三六―四九―五五
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

名称　名古屋港西航路第十五号灯浮標
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の北北東方約三・〇キロメートル）
北緯　三五―〇一―二〇
東経　一三六―四九―五九
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第四区（金城信号所の南西方約一・九キロメートル）
北緯　三五―〇一―二〇
東経　一三六―四九―五九
変更年月日　平成二十四年十一月十二日

○海上保安庁告示第二百九十一号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月十九日

海上保安庁長官　北村　隆志